

協議第4号

職員のうち主任の者（事務長）を定めることについて

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第12条第1項に規定する、職員のうち主任の者については、次のとおり定める。

氏名	備考
笹川 龍一	善通寺市教育部長

## 協議第5号

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者  
選定委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業（以下「事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施するにあたり、PFI事業者（以下「事業者」という。）の選定等について透明性と公平性を確保することを目的として、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者選定基準に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び評価に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

- 2 委員は、事業に関し学識経験を有し、かつ事業者の選定に関し公正な判断をすることができる者のうちから善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下、「協議会」という）の会長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、事業に係る事業者の選定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

5 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第7条 委員が委員会に出席した場合は旅費及び報償費を支給する。

2 前項に規定する旅費及び報償費は、出席に応じて支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるものに対しては、第1項に規定する報償費は支給しない。

4 第1項に規定する報償費の額は別表のとおりとする。

5 第1項に規定する旅費の額は、琴平町職員の旅費に関する条例（昭和30年琴平町条例第18号）の例による。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第9条 委員長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、協議会において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、協議会の会長が招集する。

別表（第7条関係）

役 職 名	金 額
委員長	20,000円
委 員	15,000円

## 協議第7号

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会負担金に関する規程（案）

（規約第18条第2項関係）

（趣旨）

第1条 この規程は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約（以下「規約」という。）第18条第2項の規定に基づき、善通寺市、琴平町及び多度津町が負担すべき額（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（負担金の算出基準）

第2条 負担金の算出は、当該年度の学校基本調査による園児、児童、生徒及び教職員等の食数割合によって（その率に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数値をもって）算出し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。

2 前項に規定する当該年度の学校基本調査による数値が確定するまでは、その前年度の学校基本調査による数値を用いることとし、当該年度の学校基本調査による数値が確定した後に、精算を行うものとする。

（その他）

第3条 この規程に定めるものの他、負担金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

協議第8号

平成29年度善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会予算（案）

平成29年度善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位千円）

款	項	金 額
1 負 担 金		2,081
	1 負 担 金	2,081
2 繰 越 金		0
	2 繰 越 金	0
3 諸 収 入		1
	3 諸 収 入	1
歳 入 合 計		2,082

歳 出

款	項	金 額
1 協 議 会 費		632
	1 会 議 費	442
	2 事 務 費	190
2 事 業 費		1,350
	1 事 業 費	1,350
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		2,082

平成29年度善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会予算(案)

(歳入)

款項目	予算額 (千円)	節		説明
		区分	金額 (千円)	
1 負担金	2,081			
1 負担金	2,081			
1 負担金	2,081	1 市町負担金	2,081	善通寺市
				琴平町
				多度津町
2 繰越金	0			
1 繰越金	0			
1 繰越金	0	1 前年度繰越金	0	
3 諸収入	1			
1 諸収入	1			
1 預金利子	1	1 預金利子	1	
合計	2,082			

(歳出)

款項目	予算額 (千円)	節		説明
		区分	金額 (千円)	
1 協議会費	632			
1 会議費	442			
1 会議費	442	1 報酬	60	監査委員報酬(2名分) 30,000円×2名＝ 60,000 円
		8 報償費	200	事業者選定委員会委員報償費(3名分) 委員長 20,000円×4回×1名＝ 80,000 円 委員 15,000円×4回×2名＝ 120,000 円
		9 旅費	112	費用弁償(監査委員) 4,500円×2回×2名＝ 18,000 円 事業者選定委員会委員旅費 吉長氏(広島県) 16,820円×4回＝ 67,280 円 中山氏(岡山県) 6,060円×4回＝ 24,240 円 村井氏(香川県) 400円×4回＝ 1,600 円
		11 需用費	20	食糧費(会議時飲み物) 20,000 円
		12 役務費	50	通信運搬費(切手代 資料送付用) 50,000 円
2 事務費	190			
1 事務費	190	9 旅費	100	普通旅費(職員) 100,000 円
		11 需用費	50	消耗品費 50,000 円
		12 役務費	10	振込手数料 10,000 円
		18 備品購入費	30	公印 30,000 円
2 事業費	1,350			
1 事業費	1,350			
1 モニタリング業務費	1,350	13 委託料	1,350	設計・建設モニタリング業務委託料 1,350,000 円
3 予備費	100			
1 予備費	100			
1 予備費	100	29 予備費	100	
合計	2,082			

(参考)

平成29年度予算に係る関係市町別の負担額について

協議会の平成29年度予算に係る、善通寺市・琴平町・多度津町の負担額は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会負担金に関する規程第2条の規定により、次のとおりとなる。

区 分	善通寺市	琴平町	多度津町	計
食 数 (食)	3,393	743	2,171	6,307
割 合 (%)	53.8	11.78	34.42	100
負担金額 (千円)	1,120	245	716	2,081

なお、現時点では、平成29年度の学校基本調査（平成29年5月1日現在）による数値が確定していないため、規程第2条第2項の規定により、平成28年度の学校基本調査による数値で算定したものである。

協議第9号

協議会に属する現金を預け入れる金融機関を定めることについて

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第22条第2項に規定する現金預入金融機関を、次のとおり定める。

記

株式会社 百十四銀行

協議第10号

協議会出納員の任命について

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第23条第1項に規定する、協議会出納員を、次のとおり任命する。

氏名	備考
竹田 光芳	多度津町教育課長

## 協議第11号

### 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会会議録等公開要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）の公開方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録等の公開）

第2条 会議録等の公開の方法は、次の各号に掲げる方法により公開するものとする。

- (1) 各市町のホームページに掲載
- (2) 各市町が指定する場所での閲覧

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

## 協議第12号

### 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、5名とする。ただし、会議の規模に応じて変更することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所、氏名を記入の上、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、前条で定めた定員を超える場合は、くじ引きで傍聴人を決定する。

3 前項の規定により傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を係員に変換しなければならない。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、録音機の類を携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴するときに、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第2条ただし書きの規定による総会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。



（表）

<p style="text-align: center;"><b>傍 聴 証</b></p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会</p>
--

（裏）

<p>1. 会議場に入場の際は、必ず着用してください。</p> <p>2. 傍聴終了後は、受付に返却してください。</p>
---